

入札説明書

平成 31 年札幌市告示第 1760 号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 告示日

平成 31 年 4 月 1 日（月）

2 契約担当部局

〒060-0042 札幌市中央区大通西 19 丁目 WEST19 3 階

札幌市保健福祉局保健所生活環境課 011-622-5182（担当：相馬、藤本）

3 入札に付する事項

(1) 役務の名称

札幌市里塚斎場の延命稼働に向けた調査業務

(2) 調達案件の仕様等

仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 2 年 3 月 13 日（金）まで

(4) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、消費税及び地方消費税引き上げ延期等により、契約内容と適用税率が変動した場合は、減額に係る改定が発生します。

4 入札参加資格

- (1) 平成 31 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス業・道路維持除雪）において、「建築設計・監理業」の等級「A」に登録がある者のうち、

所在地区分が「市内」の者であること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申し立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 技術、体制的に当該役務の提供が十分可能な者である必要があるため、下記に示す条件を満たす者であること。

ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士の免許を受けた自社の業務担当者が在籍していること。

イ 直近過去 5 年間の札幌市を含む公共建築物の同種業務（耐震診断・耐震改修設計業務を含む）についての実績があり、対象施設の延床面積が 5,000 m²以上であること。

5 入札書の提出方法等

- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ場所
上記 2 に同じ。

- (2) 入札の日時及び場所

平成 31 年 4 月 24 日（水）10 時 15 分

札幌市中央区大通西 19 丁目 WEST19 2 階 小会議室

- (3) 入札書の提出方法

ア 入札書は、様式 1 にて作成し、上記(2)の指定日時及び場所において、直接入札箱へ投函（紙入札方式）すること。（送付及び電子による提出は認めない。）

イ 入札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書を提示しなければならない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換、引き換え、又は撤回をすることがで

きない。

(4) 仕様等に対する質問及び回答

ア 提出方法

質問者は、質問書（様式 5）を持参、送付又はメール（seikatsueisei@city.sapporo.jp）により提出すること。

イ 提出先及び提出期限

上記 2 の契約担当部局へ、上記 1 の告示日から平成 31 年 4 月 17 日（水）の 17 時 15 分までに提出すること。（持参の場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び休日を除く 8 時 45 分から 17 時 15 分までの間に限る。）

ウ 回答書の閲覧

随時、札幌市役所公式ホームページ（<http://www.city.sapporo.jp/>）上で公開する。

(5) 入札の無効

ア 本入札説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札、その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 札幌市物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める規則第 6 条第 3 項の規定により入札書を受理した場合で、同条第 1 項の資格審査が開札日時までに終了しないとき又は参加資格を有すると認められないときは、当該入札書は無効とする。

(6) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき。

(7) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書（様式1）に入札参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札時に委任状（様式2）を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札

ア 開札は、入札後直ちに上記(2)の場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格審査結果通知書、身分証明書又は入札権限に関する委任状（様式2）を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格による入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

カ 2回の再度入札をもって予定価格の制限内の価格による入札がない場合は、本入札を不調とする。

6 入札手続等

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付しなければならない

い。

なお、指定期日までに納付が無かった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(1) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、上記 4 に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、資格報告書（様式 3）及び実績報告書（様式 4）を平成 31 年 4 月 17 日（水）17 時 15 分までに上記 2 の契約担当部局へ持参又は送付しなければならない。

また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることにはできない。

(4) 落札者の決定方法

ア 札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引く。

(5) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消す。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日以内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(6) 契約書の作成

ア 一般競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わす。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印する。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付する。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しない。

(7) 契約条項

別紙のとおり

(8) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内（休日を除く。）に、次に従い書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記2に同じ。

イ 提出方法

持参によるものに限る。送付又は電送によるものは受け付けない。